

事務連絡
平成24年4月17日

各都道府県企画担当部長 殿
(市町村担当課・企画担当課扱い)

総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室

「域学連携」地域づくり実証研究事業の請負に関する提案募集について

「域学連携」地域づくり実証研究事業（平成24年度当初予算関係）として、下記のとおり提案募集を行いますので、お知らせします。（詳細は提案要綱等をご覧ください。）

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（政令市、特別区を含む）、地域づくり関係の団体、NPO法人等にお知らせいただきますようご協力よろしくお願ひします。また、可能であれば貴都道府県内の大学・短期大学等にもお知らせいただければ幸いです。

記

1. 実証研究の実施主体の要件

- ア 地方公共団体、大学、地域団体・NPO等を構成員に含む組織
- イ 組織の代表が地方公共団体であること

2. 事業内容

地域と大学が連携して、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組むことについて、大学の単位取得につながるカリキュラムづくりを行い、地域実践活動に取り組む実証研究を実施し、カリキュラムの構築、過程の記録、実施する中で把握された課題、実証研究の成果等を報告書にまとめる。

3. 企画案の提出

(1) 提出期限

平成24年5月10日（木）18時（必着）

(2) 提出方法

別添の提案要綱にしたがって提案書を作成し、郵送及びメールにて下記提出先まで提出してください。

(3) 提出先

総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室
(〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2)
担当：西川課長補佐、矢口係長
電話：03-5253-5394
E-mail：t.yaguchi@soumu.go.jp

提 案 の 募 集

下記のとおり、「域学連携」地域づくり実証研究事業の委託を予定しており、事前に企画案の提案を募集します。

平成 24 年 4 月 17 日

総務省自治行政局人材力活性化・連携交流室



記

1. 公募件名 「域学連携」地域づくり実証研究事業の委託（企画競争）

2. 目的

過疎化や高齢化をはじめとして様々な課題を抱えている地域に若い人材が入り、住民とともに地域の課題解決や地域おこし活動を実施することは、都会の若者に地域への理解を促し、地域で活躍する人材として育成することにつながるとともに、地域に気づきを促し、地域住民をはじめとする人材育成に資するものである。現在、大学の教員や学生が地域の現場に入り、地元住民とともに地域の課題を解決する取組が増加する傾向にあるが、連携事例の収集・整理、そのノウハウの確立、継続的に実施できる仕組みづくりが求められている。このため、地域と大学が連携して、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組むことについて、大学の単位取得につながるカリキュラムづくりを行い、地域実践活動に取り組むことを目的とした実証研究を行うもの。

3. 事業概要

地域と大学が連携して、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組むことについて、大学の単位取得につながるカリキュラムづくりを行い、地域実践活動に取り組む実証研究を実施し、カリキュラムの構築、過程の記録、実施する中で把握された課題、実証研究の成果等を報告書にまとめる。

4. 公募期間

平成 24 年 4 月 17 日(火)から平成 24 年 5 月 10 日(木)18 時まで(下記提出先必着分)

5. 契約形態等 委託契約

予算限度 総額1,500万円

※総額の範囲内で複数の者(15者程度)と契約を行う予定。

6. 応募者に対する要求要件 提案要項のとおり

7. 納入成果物 企画案募集要項のとおり

8. 応募提出書類 提案要項のとおり

9. 応募書類提出先 総務省自治行政局人材力活性化・連携交流室
(〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館4階)

10. 問い合わせ先

総務省自治行政局人材力活性化・連携交流室(担当:西川、矢口)

電話:03-5253-5394

11. その他

提案要綱及び企画案募集要項の交付を希望する場合は、事前に人材力活性化・連携交流室担当者と連絡の上、日程等の調整を図り来訪すること。また、電子メールによる送付も可能であるので、希望がある場合は上記問い合わせ先に連絡すること。(なお、都道府県庁に対しては、提案要綱等を電子メールで別途送付している。)

(1) 配布期間

平成24年4月17日(火)から平成24年5月9日(水)18時まで

(2) 配布場所

総務省自治行政局人材力活性化・連携交流室

(〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館4階)

1. 件名

「域学連携」地域づくり実証研究事業の委託

2. 概説

本仕様書は、「平成24年度「域学連携」地域づくり実証研究事業の委託」についての仕様を規定するものである。

3. 目的

過疎化や高齢化をはじめとして様々な課題を抱えている地域に若い人材が入り、住民とともに地域の課題解決や地域おこし活動を実施することは、都会の若者に地域への理解を促し、地域で活躍する人材として育成することにつながるとともに、地域に気づきを促し、地域住民をはじめとする人材育成に資するものである。現在、大学の教員や学生が地域の現場に入り、地元住民とともに地域の課題を解決する取組が増加する傾向にあるが、連携事例の収集・整理、そのノウハウの確立、継続的に実施できる仕組みづくりが求められている。このため、地域と大学が連携して、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組むことについて、大学の単位取得につながるカリキュラムづくりを行い、地域の活性化及び地域の人材育成を推進するための下記4の取組を図っていく。

4. 委託内容

(1) 実証研究

① 実証研究事業の内容

都市農山漁村交流型、複数大学連携型又は被災地域復興支援型のいずれかに該当する実証研究事業を実施する。この場合において、委託の対象とする事業は、実証研究事業の実施年度（平成24年度）の翌年度以降も継続的に実施可能なものであり、大学において単位取得につながるカリキュラムが構築されるものに限る（平成24年度にカリキュラムを構築し25年度に単位化する場合を含む。）。

ア 「都市農山漁村交流型」は、三大都市圏などの大都市に所在する大学と地方圏の地域との交流又は地方圏の都市部に所在する大学と周辺部の地域との交流により、地域実践活動を実施するものであること。

イ 「複数大学連携型」は、複数大学が連携し、地域実践活動を実施するものであること。

ウ 「被災地域復興支援型」は、東日本大震災などの被災地への復興支援に関する地域実践活動を実施するものであること。

※ 地域実践活動：大学の教育・研究活動において、教員と学生が地域の現場に入り、地元住民とともに、地域おこし活動を実践する取組

② 実証研究事業として実施すべき事項

ア 地域と大学との連携体制の検討・構築

イ 地域実践活動に関するカリキュラム（案）の作成

ウ カリキュラム（案）に基づく地域実践活動の実施

エ 地域実践活動の実施を踏まえ単位取得につながるカリキュラムの構築

(2) 報告書の作成

上記①により実施する実証研究事業の実施過程の記録、実証研究により構築されたカリキュラム、実証研究を実施する中で把握された課題、実証研究の成果等に関する報告書を作成する。

5. 対象経費

対象経費は、実証研究に要する経費（個々の教員・学生が負担する経費、飲食費、収益事業の原材料費、施設の整備費及び備品の購入費を除く。なお、教員・学生等の移動のためのバスの運行に要する経費、宿泊のために会館等を活用するための経費等、受託者が実証研究の実施にあたり教員・学生に便宜を図るために負担

する経費については対象経費に含む。)及び報告書作成に要する経費とする。

6. 納入成果物

納入成果物は以下のとおりとする。納入成果物の詳細及び編集方法については、総務省自治行政局人材力活性化・連携交流室と別途協議の上決定すること。

なお、成果物を納入するための印刷経費及び電子媒体（CD-R等）については、受託者において用意すること。

- | | | |
|---------------------|---------|-----|
| (1) 報告書（電子媒体） | | 2式 |
| (2) 報告書（紙媒体・印刷したもの） | A4判 縦とじ | 10部 |

7. 納入期限

平成25年3月27日（水）とする。

8. 納入場所

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館4階
総務省自治行政局人材力活性化・連携交流室

9. 知的財産権等

- (1) 受託者は、本契約に関して主管室が開示した情報等（公知の情報等を除く）契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。

ただし、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管室に承認を得ること。

- (2) 本契約に基づき作成された成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は主管室が保有するものとする。ただし、受託者は、本契約履行過程で生じた著作権等を自ら使用又は第三者をして使用させる場合は、主管室と別に定める使用契約を締結するものとする。

なお、受託者は主管室に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (3) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という）が含まれている場合は、主管室が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に主管室の承諾を得ることとし、主管室は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本提案要項に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら主管室の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、主管室は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

10. 個人情報の取り扱い

- (1) 本契約に関し知り得た個人に関する一切の情報（以下「個人情報」という。）については、本契約の履行にのみ使用し、本契約の履行以外の目的で使用してはならない。また、情報については、必要最小限の範囲で保有し、第三者に開示若しくは漏洩することのないよう厳重に管理すること。

- (2) 個人情報が業務終了等により不要になった場合は、確実に返却し又は廃棄すること。

- (3) 本契約に関し、データの漏洩、亡失、改ざん、消去等（以下、「データ漏洩等」という。）が発生した場合、受託者は、以下により直ちに対応を図ること。

① 発生状況報告

作業中に、データの漏洩等が発生した場合は、その事由が発生した日時、場所、事由、そのときのデータ取扱者を明らかにし、速やかに主管室に報告すること。

② 対応措置

主管室の指示に基づき、対応措置を実施すること。

③ 報告書の提出

主管室が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対処措置等を内容とする報告書を作成の上、提出すること。

④ 再発防止策の策定・提出

本契約履行中にデータ漏洩等が発生した場合、その処理後に再発を防止するための措置内容を策定し、主管室の承認を得た後、速やかにデータ漏洩等再発防止策を実施すること。

11. 損害賠償

受託者の責めに帰すべき事由により、主管室及び第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

12. その他

- (1) 本件受託者は、本件作業の実施にあたっては、主管室と詳細な実施内容について調整を行い、業務計画（人員体制・スケジュール等）を速やかに策定し、主管室の承認を得た上で業務を遂行すること。
- (2) 本件受託者は、業務計画に基づき、定期的に作業等の進捗状況を報告すること。
- (3) 本件受託者は、報告書及び参考資料の作成にあたっては、外部機関が作成した統計データ及び図表等を使用する場合は、その出典を明らかにすること。
- (4) 本件受託者は、本提案要項の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他必要がある場合は、事前に主管室と協議し決定・解決すること。この場合、当該協議に関する議事録を作成し主管室の確認を受けること（当該議事録は、本提案要項に優先するものとする）。
- (5) 本件作業において、受託者が使用する事務用品（事務用機器、用紙及び文房具等）については、受託者側で用意すること。
- (6) 詳細については、主管室（電話 03-5253-5394）の指示によること。

「平成24年度「域学連携」地域づくり実証研究事業の委託」 に関する企画案審査基準

本企画案審査基準は、「平成24年度「域学連携」地域づくり実証研究事業の委託」提案要項に基づいて定めたものであり、審査の手續及び配点方法は、次のとおりである。

1 企画案の審査方法

(1) 必須の要求要件の確認

提出された企画案は、記述された内容が提案要項及び企画案作成要領に定める要件を満たしている場合、「合格」とし、企画案審査基準に基づく審査を行う。

なお、各要求要件の確認に当たっては、文書による意思表示だけにとどまり、根拠・実現方法等が不明瞭であるものは「不合格」とする場合がある。

(2) 審査方法

ア 上記(1)によって「合格」した企画案について技術的観点等から審査を加え「得点」を与えるものとする。

イ 審査基準に記載する必須の審査項目に係る技術等については、提案要項に記載する必須の要求条件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには審査基準に基づき基礎点を与え、更には、これを超える部分については、審査に応じ審査基準に示す点数の範囲内で得点を与える。

ウ 「審査基準」の各項について、根拠が具体的であり優秀な提案であると判断できる場合や高度な追加提案があった場合にはこれを高く評価する。

2 加点項目の審査基準

審査基準	10点 (重要度A)	5点 (重要度B)
相対的に優れている	10点	5点
相対的にやや優れている	7点	4点
標準	4点	3点
相対的にやや劣っている	2点	2点
相対的に劣っている	1点	1点

平成24年度

「域学連携」地域づくり実証研究事業の委託

提 案 要 綱

総務省 自治行政局 地域自立応援課 人材力活性化・連携交流室

1. 企画案募集案件

「域学連携」地域づくり実証研究事業の委託

2. 目的

過疎化や高齢化をはじめとして様々な課題を抱えている地域に若い人材が入り、住民とともに地域の課題解決や地域おこし活動を実施することは、都会の若者に地域への理解を促し、地域で活躍する人材として育成することにつながるとともに、地域に気づきを促し、地域住民をはじめとする人材育成に資するものである。現在、大学の教員や学生が地域の現場に入り、地元住民とともに地域の課題を解決する取組が増加する傾向にあるが、連携事例の収集・整理、そのノウハウの確立、継続的に実施できる仕組みづくりが求められている。このため、地域と大学が連携して、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組むことについて、大学の単位取得につながるカリキュラムづくりを行い、地域実践活動に取り組むことを目的とした実証研究を行うこととする。

3. 事業概要

地域と大学が連携して、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組むことについて、大学の単位取得につながるカリキュラムづくりを行い、地域実践活動に取り組む実証研究を実施し、カリキュラムの構築、過程の記録、実施する中で把握された課題、実証研究の成果等を報告書にまとめる。

4. 公募期間

平成 24 年 4 月 17 日（火）から平成 24 年 5 月 10 日（木）18 時まで以下記提出先必着分

5. 契約形態等

委託契約

予算限度 総額で 1,500 万円

※総額の範囲内で複数の者（15 者程度）と契約を行う予定。

6. 応募者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本調査に係る入札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件とそれ以外の要求要件がある。
- ③ 「●」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格とし、落札決定の対象から除外される。
- ④ これらの要求要件を満たしているか否かの判断およびその他提案内容の評価等

は、企画案審査基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

① 実証研究の実施主体の要件

- ア 地方公共団体、大学、地域団体、NPO等を構成員に含む組織
- イ 組織の代表が地方公共団体であること。

② 実施内容・方針等

ア 全体的な実施方針の妥当性及び効率性

- 提案要項に記載されている事項の全てについて提案されていること。
- 実証研究の趣旨、目的を理解していること。
- 平成24年度中に大学の単位取得ができるカリキュラムが構築されていること、
又は平成24年度試行に基づいて平成25年度中に、大学の単位取得が可能となる
カリキュラムが構築されることが確実であること。
- 実行可能性が担保されていること。
- 地域側、大学側双方への効果が期待できる内容であること。
- 内容について、独自性、独創性、先進性を有していること。
- 実証研究終了後も継続的な実施が確実であること。
- 地域の課題解決、地域づくり、地域の人材育成に寄与する内容であること。
- 学生にとって有用な単位取得カリキュラムであること。

イ 実証研究の実施地域及び総務省施策との整合性

- 地方圏（三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域内）以外の区域）または三大都市圏の条件不利地域（※）で実施する取組であること。

（※）条件不利地域とは、次の①～⑤のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とする。

- ①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）
- ②山村振興法
- ③離島振興法
- ④半島振興法
- ⑤小笠原諸島振興開発特別措置法

- 緑の分権改革関係施策、定住自立圏構想、地域おこし協力隊、集落支援員又は外部専門家（アドバイザー）等と連携した工夫が見られる取組であること。

ウ 実証研究・報告書作成作業の妥当性・効率性

- 実証研究事業の進捗管理、手法、日程等に無理がないこと。
- 報告書作成に当たって、文章校正等のチェックが適切に実施できる体制となっていること。

③ 組織・能力

- 本事業を行う上で必要な文書作成能力を有していること。
- 地域実践活動及びカリキュラムの構築に関し、十分な事業遂行能力を有していること。
- 実証研究及び報告書の作成について遂行可能な人員を確保していること。
- 多様な主体との連携による実行委員会を組織していること。

7. 仕様内容

企画案募集要項のとおり

8. 企画案の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 24 年 5 月 10 日 (木) 18 時 (必着)

(2) 提出先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館 4 階
主管室 (電話番号 : 03-5253-5394)

9. 応募書類

下記の書類を各 5 部づつ、データを 1 部提出すること。また、書類作成の際には、下記の点に留意すること。

- すべて日本語で記載し、目次およびページを付与すること (構成上、付与されないページがあっても可)。
- A 4 版の用紙に横書きで記載すること (図面等は適宜)。
- 企画案を審査する者 (主管室) が審査可能なように、平易な用語を用いて作成すること。
- 上記が不備であると主管室が判断した場合、企画案の審査を行わない場合がある。
- 応募書類提出に係る経費は、提出者の負担とする。
- 提出された書類は返却しない。

(1) 応募表明書

下記について記載すること。

- ① 所在地住所
- ② 申請者の名称、構成員
- ③ 代表者役職 氏名 代表者の押印
- ④ 連絡担当者の所属部署、氏名 (ふりがなを記入)、電話番号、FAX 番号、メールアドレス

(2) 企画案

下記について記載すること。

① 提案内容

企画案募集要項に記載する調査内容等については、別紙「様式」に従い、具体的に記載すること。なお、記載に当たっては、特に以下の点に留意すること。

- (ア) 提案要項「6(2)①」の実施主体の構成員及びその役割について記載すること。
- (イ) 企画案募集要項「4」の事業内容について具体的に記載すること。
- (ウ) 提案要項「6(2)②」の各要求要件を踏まえ、必要事項を適切に記載すること。
- (エ) 本事業を実施するに当たっての具体的な日程を添付すること。
- (オ) 上記のほか、必要に応じ適宜書類を添付すること。

② 組織・能力

応募する者の組織・能力について、具体的に記載すること。なお、記載に当たっては、特に以下の点に留意すること。

- (ア) 提案要項「6(2)③」の各要求要件を踏まえ、必要事項を適切に記載すること。
- (イ) 事業従事者の氏名、略歴、実績を明記すること。

③ その他、本調査を実施するに当たってのアピールポイント等

(3) 予算見積書

事業を実施するために必要な経費のうち、対象経費（企画案募集要項「5」参照）となるものについて積算し、見積書を作成すること。なお、積算の内容については可能な限り具体的に記載すること。

10. 審査項目及び得点配分

別紙「『平成24年度「域学連携」地域づくり実証研究事業の委託』に関する企画案審査基準」のとおり。

11. 審査結果の通知等

- (1) 企画案の採否は、上記「10」の観点から審査したうえで決定する。
- (2) 優れた企画案を提出した者15者程度（予算の範囲内）と事業の委託契約を予定している。
- (3) 審査結果の通知は、平成24年5月末を目途に審査終了後応募者に対して、主管室より電話、郵送もしくはE-mailのいずれかの方法により通知する。

12. 知的財産権等

(1) 受託者は、本契約に関して主管室が開示した情報等（公知の情報等を除く）契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。

ただし、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管室に承認を得ること。

(2) 本契約に基づき作成された成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は主管室が保有するものとする。ただし、受託者は、本契約履行過程で生じた著作権等を自ら使用又は第三者をして使用させる場合は、主管室と別に定める使用契約を締結するものとする。

なお、受託者は主管室に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

(3) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という）が含まれている場合は、主管室が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に主管室の承諾を得ることとし、主管室は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本提案要項に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら主管室の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、主管室に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

13. 個人情報の取り扱い

(1) 本契約に関し知り得た個人に関する一切の情報（以下「個人情報」という。）については、本契約の履行にのみ使用し、本契約の履行以外の目的で使用してはならない。また、情報については、必要最小限の範囲で保有し、第三者に開示若しくは漏洩することのないよう厳重に管理すること。

(2) 個人情報業務終了等により不要になった場合は、確実に返却し又は廃棄すること。

(3) 本契約に関し、データの漏洩、亡失、改ざん、消去等（以下、「データ漏洩等」という。）が発生した場合、受託者は、以下により直ちに対応を図ること。

① 発生状況報告

作業中に、データの漏洩等が発生した場合は、その事由が発生した日時、場所、事由、そのときのデータ取扱者を明らかにし、速やかに主管室に報告すること。

② 対応措置

主管室の指示に基づき、対応措置を実施すること。

③ 報告書の提出

主管室が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対処措置等を内容とする報告書を作成の上、提出すること。

④ 再発防止策の策定・提出

本契約履行中にデータ漏洩等が発生した場合、その処理後に再発を防止するための措置内容を策定し、主管室の承認を得た後、速やかにデータ漏洩等再発防止策を実施すること。

14. 損害賠償

受託者の責めに帰すべき事由により、主管室及び第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

15. その他

- (1) 本件受託者は、本件作業の実施にあたっては、主管室と詳細な実施内容について調整を行い、業務計画（人員体制・スケジュール等）を速やかに策定し、主管室の承認を得た上で業務を遂行すること。
- (2) 本件受託者は、業務計画に基づき、定期的に作業等の進捗状況を報告すること。
- (3) 本件受託者は、報告書及び参考資料の作成にあたっては、外部機関が作成した統計データ及び図表等を使用する場合は、その出典を明らかにすること。
- (4) 本件受託者は、本提案要項の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他必要がある場合は、事前に主管室と協議し決定・解決すること。この場合、当該協議に関する議事録を作成し主管室の確認を受けること（当該議事録は、本提案要項に優先するものとする）。
- (5) 本件作業において、受託者が使用する事務用品（事務用機器、用紙及び文房具等）については、受託者側で用意すること。
- (6) 詳細については、主管室（電話 03-5253-5394）の指示によること。

16. 担当連絡先

総務省自治行政局人材力活性化・連携交流室（担当：西川、矢口）

電話：03-5253-5394